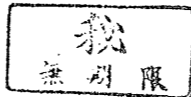


# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日本政府現地出先  
機関（沖縄復帰準備委員会日本政府代表）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43428">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43428</a>

主要对米、麦、经济事项と々、基本方針



沖縄問題（主要対米交渉事項  
とその基本方針）

昭和45. 3.14  
アメリカ局

昨年11月の佐藤総理大臣とニクソン大統領との会談の結果、1972年中に沖縄の施政権をわが国に返還することについての日米両政府間の基本的合意が成立した。

この基本的合意を実施に移すため、今後日米両政府間で、施政権返還協定締結のための交渉が行なわれる。それと併行して、日本政府と米国政府の間の緊密な協議・協力の下に、琉球政府の参加をえて、沖縄の本土復帰を円滑に実施するために必要な準備（復帰準備）を進める必要がある。

さらに施政権返還後の沖縄を基地とする日米双方の防衛計画の調整についての米国政府との協議も、上記の施政権の移転に関する米国政府との協議と併行して進める必要がある。

以上の対米協議の進め方に関する基本的な考え方は次のとおりである。

1. 施政権返還協定締結交渉

- (1) 施政権返還協定は通常の外交経路により米国政府と交渉を進めることとなるが、外務省としては、佐藤・ニクソン会談において合意された「核抜き、本土並み、1972年中」との施政権返還の大綱の枠の中で、できるだけ簡潔な内容のものとするを基本方針として交渉にあたる考えである。

2. 復帰準備

- (1) 復帰準備は、将来の沖縄県への移行準備、沖縄への地位協定の適用準備等、沖縄を本土の各県と同じ地位におくための諸般の準備措置、並びに将来の沖縄県を真に豊かな県とするための沖縄の振興開発のための措置等をその主たる内容とする。
- (2) 復帰準備措置は、内政的性格の強い問題であるが、他方施政権が最終的にわが国に返還されるまでの間、沖縄の施政の責任は依然として米国政府に帰属することとなるので、わが方が沖縄現地で行なう復帰準備については、

米政府と協議をつくし、その同意の下にこれを進める必要がある。

よつて、昨秋の日米共同声明をうけて、去る3月3日外務大臣と駐日米大使の間で行なわれた交換公文により、(イ)東京の日米協議委員会が復帰準備に対する全般的責任を負うものとし、併せて沖縄現地でとられるべき具体的措置についての日米間の協議調整の場として那覇に、大使級の日本政府代表と米国の高等弁務官よりなり、琉球政府行政主席が顧問として参加する準備委員会を設置するとともに、(ロ)日米協議委員会が復帰準備のための「原則と指針」を策定し、準備委員会がこの「原則と指針」に従つて「復帰準備のために現地でとられるべき措置及びその実施計画」を確定するという、復帰準備の進め方に関する日米協力の体制を整えた。

- (3) 地位協定の沖縄への適用については、日米両政府間に広範な協議を必要とするところ、この協議は東京で外交経路を通じて行なわれ

ることとなるが、これを補完するために沖縄現地でとられるべき所要の準備措置については、準備委員会を適宜活用して行く方針である。

なお、地位協定は、施政権返還の時点と同時に、なんらの変更なく沖縄に適用するものとし、今後そのために必要な措置につき具体的に米側との話し合いを進めて行く考えである。

- (4) なお、上記の復帰準備は、施政権返還協定交渉と密接な関係にあり、その間の調整に常に留意することが必要であることはいうまでもない。

### 3. 沖縄防衛に関する日米協議

- (1) 返還後の沖縄に残る米軍基地が戦争抑止力としての機能を維持することが最も肝要である。

よつて、施政権返還後の沖縄においても、日米安保条約の目的に照して必要な米軍基地は、これを地位協定下の施設区域として提供することが必要である。

(2) 返還後の沖縄の局地防衛の責任をわが国が負うこととなることは当然であり、米國政府の側もそれを期待している。

施政権返還後の沖縄に対するわが国の防衛力の配備計画については、米側よりの基地の移管も含め、米側の具体的な軍事力配備計画との調整を必要とする。このための日米両政府間の話合いは、上述の地位協定の下における施設区域の提供のための外交経路による話合いと密接な関連の下に進める必要がある。

沖縄復帰に関して対米交渉を  
要する事項について

昭五五.三.二二  
米北一(左添)

先般来、沖縄復帰対策各省庁連絡  
担当官会議を通じて、各省庁に提示を要

望い、沖縄返還に関連して対米交渉  
を要する問題点につき、総理府より別添

(本日)  
の通りの中間報告を入手したため、参  
考までにお届けします。

本案は、総理府特選局岸総務課長  
が、これまで各省庁より入手した問題

点を整理したものであり、同課長によれば  
これまで各省庁より提示された問題点

は不統一かつ不完全なため、とりあえず  
同課長の手元で別添の通りの形にとり

まとめ、右を来月3月27日の上記担当官  
会議の際、各省に提示し、再検討、補正

追加を求め、その結果を得た上で右を  
最終的に整理し、当方へ送付越す考之の  
由。

なお、同課長は当面各省庁との  
問題の全貌を把握しおらざるため、

上記の最終的整理ができた上でも更に  
その後の調査検討の成果をみつつ補正

追加等を行って行く必要があると思ふ旨  
述べていた。

ついでに、同課長の立場もあり、別添ペーパー  
は、全く非公認のものとして取扱うよう願います。

極 秘

省庁別	事 項	問 題 点
法 務 省	(1) 裁判の効力 (2) 裁判所に係属中の事件 (3) 検察庁が受理している事件 (4) 軍法会議、U S O A R 裁判の効力 (5) 民事法令によつて生じた効力の取扱ひ ※(6) 占領後米國が取得した権利及び義務	○沖繩の裁判所の確定判決（民事、刑事）の取扱ひ ○沖繩の裁判所に係属中の事件（民事、刑事）の取扱ひ ○検察庁が受理し、処分未決の事件の取扱ひ ○確定判決及び係属中の事件の取扱ひ ○本土法にない特別法で設置された法人（たとえば琉球等）の取扱ひ (1) 米國が財産管理権に基づいてなした財産管理上の処分 の効力 (2) 米國が占領後取得し管理している財産権の取扱ひ (3) 米國が占領後取得した民有地に係る借地権の取扱ひ（本土法上、地上権にとり入れられるか、賃借権にとり入れられるか、又は、特別立法措置を講ずるか。） ○高等弁務官が恩赦委員会の助言により行なつた恩赦の効力の取扱ひ
大藏省 關 係	(1) 旧國有財産の承継 (2) 米國投資資産の処理 (3) 通貨の切替	○管理者たる米國によつてなされた賃貸、譲渡等の既処分 の取扱ひ ○米國の財政支出金等による資産の処理
文部省 關 係	(1) 著作権の取扱ひ (2) アメリカ人学校の処理 ※(3) 琉米文化会館 } の処理 英語センター } (4) 琉球大学財団	○琉球法令により設定された米人著作権の取扱ひ（保護期間が異なるので、調整を要する）。 ○塾地内、外にあるアメリカ人学校の取扱ひ ○職員の身分、施設、資産の承継等の取扱ひ ○復帰後の法人格の取扱ひ、資産の処理
厚生省 關 係	※(1) 水道公社の管理移管 (2) 米軍水道施設の移管等し	○移管先、移管方法等 ○米軍水道施設の移管もしくは給水取扱
農林省 關 係	(1) 米軍演習地域設定に伴う漁業権補償問題 (2) 旧國有林野の承継 (3) 動植物感染症問題	(1) 平和条約締結後の漁業補償に係る請求尊案の処理 (2) (1)に關連し、演習地域の解決要求の処理 ○（大藏省の(1)に同じ。） ○地位協定適用と關連した取扱ひ方法

<p>通産省関係</p> <p>※(1) 電力公社の管理移管</p> <p>※(2) 石油施設に係る資産の買取</p> <p>※(3) 開発金融公社の管理移管</p> <p>※(4) 琉球銀行の株式払下げ問題</p> <p>(5) 外資系企業の処理</p>	<p>○移管の範囲、資産評価</p> <p>○資産評価</p>
<p>郵政省関係</p> <p>(1) 対米軍電気通信サービス</p> <p>(2) 電気通信設備に対する保守及び運用サービス</p> <p>(3) 米軍が設置する有線電気通信設備</p> <p>(4) 無線施設の周波数等</p> <p>(5) 米国防係放送局の取扱い</p> <p>(6) 航空関係無線局の取扱い</p> <p>(7) 離島層観測施設の移管</p> <p>(8) 「米国及び琉球列島間の郵便為替」に基つく権利義務の承継</p> <p>(9) 「日本本土と南西諸島との間の郵便為替の廃業に関する覚書」の廃業</p> <p>(10) 奄美群島の復帰に伴う債権債務の決済</p>	<p>○米軍に対する電気通信サービス体制の取扱い</p> <p>○米軍所有の設備に対する保守及び運用サービス体制の取扱い</p> <p>○有線電気通信法上の取扱い（在日米軍と同様とするか）</p> <p>○米軍管理の周波数等についての取扱い</p> <p>○米国の私設非商業宗教放送局、文化情報局用放送局、国連用放送局、米軍用放送局の地位等についての取扱い</p> <p>○航空関係無線局特に航空交通管制用無線の運営管理についての取扱い</p> <p>○1957年以降米軍が行なっている離島層観測資料及び施設の移管</p> <p>○本協定に基づき琉球政府が米国のために支払った為替金に係る決済請求の理（本協定は廃棄通告後12か月間効力を有するので、通告の承継の問題が生ずる。）</p> <p>○本覚書の廃業及び廃業に伴う権利義務の承継</p> <p>○本決済は、沖縄住民のもつていた戦前の郵便貯金等の支払いと同時に解決する必要がある。</p>
<p>運輸省関係</p> <p>※(1) 那覇空港の移管</p> <p>(2) 航空管制業務の移管</p> <p>(3) 航空保安施設運用権の移管</p> <p>(4) 飛行検査査責任の移管</p> <p>(5) 航空通信施設（沖繩エアリンク）運用権の移管</p> <p>※(6) 港湾施設の移管</p> <p>(7) 水先制度の一体化</p>	<p>(1) 航空路センター</p> <p>(2) レーダー、アプローチ、コントロール</p> <p>(3) 那覇飛行場管制業務権</p> <p>○航空保安施設の検査責任</p> <p>○管理権の移管、資産の処理</p> <p>○軍港湾規則の改正による本土内港湾との一体化</p>



<p>運輸省関係</p> <p>(8) 本土・沖縄間就航船舶の取扱 い</p> <p>(9) 気象観測業務の取扱 い</p> <p>(10) 航路標識の移管</p>	<p>○本土・沖縄間の輸送に従事している米国艦船の取扱 い</p> <p>(1) 沖縄本島の高層気象観測の取扱 い</p> <p>(2) 那覇空港の気象観測業務の取扱 い</p> <p>(3) 宜古島気象台内にある米軍施設の取扱 い</p>
<p>建設省関係</p> <p>(1) 戦前の測量に係る資料等 の返還</p> <p>(2) 米軍施設内における測量 の実態</p> <p>(3) 米軍設置の基準点及び米 軍作成の資料の提供</p> <p>(4) 基地下水道の取扱 い</p> <p>※(5) 軍用道路の管理移管</p> <p>(6) 河川、海岸等に係る工作 物の管理移管</p> <p>(7) 開金の移管</p> <p>(8) 道路、河川、海岸等の管 理に関する資料で、米軍 が保管中のものの返還又 は提供</p>	<p>○基準点の測量標、当該基準点の測量成果及び測量記 録の正本、地図原図等の返還</p> <p>○測量のため<sup>①</sup>軍用地内への立入り及び空中写真の撮影を 本土並みとすること</p> <p>○測量実施上必要な米軍設置の基準点及び戦前、戦後米 軍が作成した空中写真、地図等の資料（那覇軍港、米 瀬場の観測資料を含む。）の使用、閲覧</p> <p>○軍用道路を本土の道路法体系下におくよう処理するこ と</p> <p>○米軍建設の河川、海岸等に係る工作物等の施設を河川 法及び海岸法等の体系下におくよう処理すること</p> <p>○住宅金融の移管先</p> <p>○水理、水文に関する資料、海象に関する資料等の返還 又は提供</p>
<p>防衛庁関係</p> <p>(1) 防衛に関する事項</p> <p>(2) 米軍基地施設の引継使用 等</p> <p>(3) 米軍使用の施設、区域の 決定、提供手続</p> <p>(4) 軍労務者雇用計画及び形 態</p> <p>(5) 航空交通管制の取扱 い</p> <p>(6) 未処理部分の復元補償等 請求権の処理</p>	<p>○米軍基地施設のうち、自衛隊が引継ぎ使用又は共同使 用可能な範囲及び条件</p> <p>○未処理の復元補償、事故補償等に関する請求権問題の 処理</p>

(注) 大蔵省より※印を附したもののについては、いづれも日米間の債権債務問題もあるの  
で、これらは一括して「米国所有資産の承継問題」として掲記すればよい、との意見  
申し出がある。

極秘

対米交渉を要すると思われる事項

階別	事項	問題	英
法	(1) 裁判の効力	沖繩の裁判所のみならず確定判決(民事、刑事)の取扱い。	
審	(2) 裁判の係属中の事件	沖繩の裁判所に係属中の事件(民事、刑事)の取扱い。	
省	(3) 検察庁が受理している事件	検察庁が受理し、処分未決の事件の取扱い。	
	(4) 軍法会議、USCAR裁判	確定判決及び係属中の事件の取扱い、の効力	
	(5) 民法法令によつて生じた効力の取扱い	本土法にない特別法で設立された法人(飯沼は琉銀等)の取扱い。	
	(6) 占領後米國が取得した権利及び義務	(1) 米國が一般的に財産管理権に基つてなした財産管理上の処分の効力 (2) 米國が占領後取得し管理している財産の取扱い。 (3) 米國が占領後取得した流産地に係る借地権の取扱い。(本土法上、地上権として入れるが、借地権として入れるか、又は特別立法措置を講ずるか。)	
	(7) 恩赦の効力	高野新務官が恩赦委員会の助言により行なつた恩赦の効力の取扱い。	
大蔵省	(1) 旧國有財産の承継	(1) 管理者たる米國によつてなされた貨物譲渡等の既処分の取扱い。	
省	(2) 米國投資資産の処分	(1) 米國の財政支出金等によつて造成された資産の承継方法	

總理府

大蔵省	
(3) 通貨の切替	
文部	(1) 著作権の処理 琉球法令により設定された米人著作権の取扱 <sup>1)</sup> 。 基地内、外に於けるアメリカ人学校の取扱 <sup>1)</sup> 。
省	(2) アメリカ人学校の処理 (3) 琉米文化会館 <sup>1)</sup> の処理 英語センター <sup>1)</sup> の処理
厚生	(1) 水道公社の管理移管 移管先及び移管方法等
省	(2) 本軍水道施設の処理 米陸軍水道施設の移管と <sup>1)</sup> は給水取扱
農林省	(1) 米軍没習地域設定に 伴う没業権利補償問題 (1) 平和条約締結後の没業補償に係る現在 係争中の請求事案の処理 (2) (1)に因連し、没習地域の解除要求 <sup>1)</sup> の処理 (2) 旧国有林野の系統 (大蔵省の(1)に同じ。)
	(3) 動植物検疫問題 〇 地位協定適用と関連した取扱 <sup>1)</sup> の方法。
	(4) 外資系企業の処理
通産省	(1) 琉球電力公社の管理 移管 (2) 石油施設の資産買取

通産省	(3) 琉球開発金融公社の 管理移管 (4) 琉球開発金融公社の 株式松下げ問題 (5) 外資系企業の処理	
郵政省	(1) 対米軍電気通信サービス問題 (2) 電気通信設備に対する 保守及び運用サービス (3) 米軍が設置する有線 電気通信設備 (4) 無線施設の周波数 争 (5) 米国防務送送局の 取扱	<p>(1) 地位協定に関連した米軍に対する電気通信サービス体制の整備</p> <p>(2) 米軍所有の設備に対する保守及び運用サービス体制の整備</p> <p>(3) 有線電気通信法上の取扱(在日米軍と同様とするか)</p> <p>(4) 米軍管理の周波数争の取扱</p> <p>(5) 米国防務非商業放送局、文化情報局放送局、国防連用放送局、米軍用放送局の地位争の取扱</p> <p>(6) 航空関係無線局特種航空交通管制用無線線の運営管理についての取扱</p> <p>(7) 1957年以降米軍が行なっている電離層観測資料及び施設の移管業務上必要(電波伝搬研究、電波予報業務上必要)本協定に基づき琉球政府が米国のために譲渡した為替金に係る決済請求権の処理(既報通告後12月間効力を有するので、本協定は通告の時期によつては、復帰後同協定に基づく権利義務の承継の問題が生ずる。)</p> <p>(8) 本協定の廃棄及び廃棄に伴う権利義務の承継問題の処理</p>
	(7) 電離層観測施設の 移管問題 (8) 「米国及び琉球列島間の 郵便為替片側交換」に 基づく 権利義務の承継問題 (9) 「日本本土と南西諸島との 間の郵便為替の交換」に 関する為替上の廃棄	

(10) 奄美群島の復帰に伴う  
 賠償財産業務に因する  
 債権債務の決裁問題

。本決済は、沖縄住民のまつてゐる戦前の  
 賠償財産業務の支払いと同時の解決とする  
 の方針（外務省見解に基き）である。これを  
 早急に決済する必要がある。

運 (1) 那覇空港移管問題

- (1) 航空路センター
- (2) レーダー、プロセッサ
- (3) 那覇飛行場管制業務権

- (2) 航空管制業務の移管  
 問題
- (3) 航空保安施設運用権の  
 移管問題
- (4) 飛行検査責任の移管問  
 題
- (5) 航空通信施設（沖電  
 エアリンク）運用権の移管  
 問題
- (6) 港湾施設の移管問題

省

- (7) 本土、沖縄間航路航  
 船の取扱
  - (8) 気象観測業務
- 。沖縄、本土間の輸送に從事してゐる  
 米国籍船舶の取扱
- (1) 沖縄本島の高層気象観測の取扱
  - (2) 那覇空港の気象観測業務の取扱
  - (3) 宮古島気象台施設の移管問題

(9) 航路標識の移管問  
 題

- (1) 戦前の測量に係る資  
 料等の送還問題
- 。基準点の測量標、当該基準点の測量成  
 果及び測量記銘の正本、地図、図原の  
 送還

建設省

建設省

- (2) 米軍施設内における測量の実施
- (3) 米軍設置の基準点及び米軍作成の資料の提供
- (4) 基地下水道の取扱い

。測量のちの軍用地内への立ち入り及び空中写真の撮影を本土並みの基準点と測量実地上に必要存在米軍設置の基準点及び乾燥前、乾燥後米軍が作成した空中写真、地図、航路資料(那覇軍港内、陸軍演習場の観測資料を含む。)の使用を固境

- (5) 軍用道路の管理規程
- (6) 河川、海岸等に係る工作物物の管理規程管問題

。軍用道路を本土の道路法体系下に於けるものとして処理すること  
。米軍建設の河川、海岸等に係る工作物物の施設を河川法及び公法体系の体系下におかれるものとして処理すること。

防衛省

- (1) 基地関係業務者の間接雇用制度への代替

防経

- (1) 中絶の防衛に因りる事項
- (2) 米軍基地施設の引継ぎ使用
- (3) 米軍使用の施設、区域の決定、提供手続
- (4) 返還後の軍務者雇用計画及び形態
- (5) 航空交通管制の取扱い
- (6) 未処理部の復元補償等請求権の処理

。米軍基地施設の引継ぎ、自行隊が引継ぎ使用又は共同使用可能な範囲が条件

。未処理の復元補償及び公事故補償等請求権の処理

極 秘  
無 期 限  
内 務 省 号

沖縄返還協定交渉に付  
各省関係事項について

45. 4. 23.  
米. 北一.

総務府が各省庁と官合議を以て  
取り纏めた沖縄返還協定交渉に

付各省関係事項のリスト別添  
と別添を付す。

別添別添は別添に総務府の取  
り纏めたものと各省庁関係事項について

との説明は米側手付書に付し、念のため  
申し添へる。

取扱注意

6条約課長

アメリカ局長

参事官(判法中)

北米才一課長

沖縄返還協定交渉に付

各省関係事項に付郵政省連絡

45. 6. 30  
米北一

6月30日郵政省沖縄復帰対策室(宮田  
補佐)より、各省に同省の対策手付書

送付した対米交渉事項につき、次手付書削除  
訂正あり旨連絡あり。(別添)

追って、本件<sup>削除</sup>削除、同省の省庁会議  
の結果、対米交渉事項として取り上げらるる

性格の異なるものとの結論に達  
したことは、理由下記のとおり。

記

1. 削除

(6) 項 航空関係無線局の取扱

理由：郵政省が所管に係る事項は  
周波数を割当である。

周波数を割当は無線局に  
如何なる会社が参加するか、

即ち、無線局の運用が前提  
にあること（二の事項は、運輸

省所管であり、対米交渉事項に  
関する点と考へる）、二の前提が

決定されたら、それは既に一の  
割当を自動的に行うこと。

対米交渉事項と見なされないと考へる。

### (7) 電離層観測施設の移管

理由：日本側と見れば、電離層観  
測資料の入手出来れば

充分であり、米側の資料の提  
供と見れば、施設の

移管を要求する必要はない。  
現在本土におよび、米軍側

資料の入手出来の体制が確立  
されたら、沖縄の返還されたら

同様の措置が講ぜられたら  
考へること、削除することと見なされる。



極秘

45-11公函 (10月20日 米軍駐留) 米軍駐留 米軍駐留

GRI 米軍駐留 米軍駐留

沖縄返還に伴い対米交渉を必要とする事項について

昭和45年9月7日

沖縄・北方対策庁調整部

省庁別	事項	問題点
防衛庁	(1) 防衛に関する事項 (2) 米軍基地施設の引継使用等 (3) 米軍使用の施設、区域の決定、提供手続 (4) 軍労働者雇用計画及び形態 (5) 未処理部分の復元補償等請求権の処理	米軍基地施設のうち、自衛隊が引継ぎ使用又は共同使用可能な範囲及び条件 道路黙認耕作地等の取扱い 軍用地の開放 未処理の復元補償、事故補償に関する請求権問題の処理 強制収用に係る適正補償金は現在琉銀に保管されているが、そのうち布令20号による10年の返還期の到来しているもの。
法務省	(1) 裁判の効力 (2) 裁判所の係属中の事件 (3) 検察庁が受理している事件 (4) 軍法会議、USOAR裁判の効力 (5) 民事法令によつて生じた効力の取扱い (6) 土地に関する権利関係 (7) 恩赦の効力	海軍の裁判所の確定判決(民事、刑事)の取扱い。 沖縄の裁判所に係属中の事件(民事、刑事)の取扱い。 検察庁が受理し、処分未決の事件の取扱い。 確定判決及び係属中の事件の取扱い。 特に法人の取扱い(各省庁所管事項のものもある。) 特に米軍が取得した民有地に係る賃借権の取扱い。 高等弁務官が行なつた恩赦の効力の取扱い。

米軍駐留  
米軍駐留  
米軍駐留

米軍又望(土地、建物) (米軍駐留)  
①無償、有償 - 607  
②有償 - 米軍 - 特別Cut  
③有償 - 米軍 - 特別Cut  
④有償 - 米軍 - 特別Cut

米軍駐留  
米軍駐留  
米軍駐留

米軍駐留  
米軍駐留  
米軍駐留

米軍駐留  
米軍駐留  
米軍駐留

省庁別	事 項	問 題 點
大 蔵 省	(1) 対米請求権の一括処理 (主計局)	請求権について返還時に一括処理をする方針をとる場合は、対米交渉が必要である。
	(2) 地位協定の適用細目 (主計局) (国際金融局) (国税庁)	沖繩に対し地位協定を適用する場合、本土と異なる措置をとる場合には対米交渉を必要とする (例えば、施設区域の無償提供、外為法臨時特別政令の適用、軍用消費税免税の取扱いなど)。
	(3) 琉球政府の財政赤字処理 (主計局)	本問題は琉球と日本政府との間だけでは解決がつかず、米民政府ひいては米國政府との折衝を要する。
	(4) 米國が施行主体となっているプロジェクト等の完全実施 (例) 那覇空港整備 福地ダム 道路建設改良等 (主計局)	米國が施行主体となっているプロジェクト等でその施行について琉球または日本政府との了解があるもの、また、その施行を前提としたまたはそれとの関連において他のプロジェクトが予定されているものについては、米國の一方的事情により計画変更をすべきではない。 また、施設権の段階的移行において財政支出要因の移譲は、才入要因(例えば、石油課徴金)との見合いにおいて処理するよう交渉する必要がある。
	(5) 民政府布令第114号等(外国人に對する特恵課税)について (主税局)	沖繩返還までに、これが撤廃されるよう交渉し阻止されない場合には、返還と同時に失効するよう交渉する必要がある。
	(6) 米軍基地から出入国する米軍人、軍属等についての税関検査 (税関局)	返還後には、米軍基地から出入国する米軍人、軍属等についても税関検査を行なう必要がある ので、税関検査の対象となる米軍人、軍属等の範囲を明確にし、税関検査を行なう場所、施設を確保するよう交渉する。
	(7) 在沖總米國資産の承継 (理財局)	現在対象資産等について大蔵省にて交渉中である。
	(8) 旧國有財産(旧軍買収財産を含む)の承継 (理財局)	次の点の交渉を必要とする。 (1) 旧國有財産に関する資料(現在及び過去の管理状況、売却代金、賃貸料等の収入状況及びその使途その他)の提供。

71-207-  
附録 215085





省庁別	事 項	問 題 点
厚生省	(1) 水道事業	水道公社の管理移管後の軍需給水取扱について (注) (1) 移管についての資産問題は別途処理 (2) 移管後の水道事業運営方法(県営、公社営、一斉事務組合等)等については純内政事項
農林省	(1) 米軍演習地域設定に伴う漁業権の補償問題 (2) 旧国有林野の返還及び承継 (3) 動植物検疫問題	平和条約締結後の漁業補償に係る請求事業の処理、演習地域の解決要求の処理  地位協定適用と関連した取扱い方法
通産省	(1) 電力公社の移管 (2) 国金の移管	範囲、資産評価等  範囲等
運輸省	(1) 航空関係 那覇空港の移管 航空管制業務の移管 航空保安施設の移管 航空通信施設の移管 日米航空協定の改訂	米側が復帰後もこの業務を継続するものとせば技術上の委任行為を「合意」で規律 飛行検査責任も含む シカゴ条約で締結国の責任 米側は米側の拠点→日本の拠点となるため

省庁別	事 項	問 題 点
運 輸 省	(2) 港湾関係 港湾施設の移管 水先制度の一体化  (3) 本土-沖縄間に航行している米 国籍船舶の取扱い  (4) 航路標識の移管  (5) 気象業務の取扱い	本土内港湾との一体化、軍港湾規則の改正  (この問題は米国の権益に關することであり、わが国から問題として提起すべき性格のものではない。)  本島における高層気象観測、那覇空港における航空気象業務、宮古地方気象台構内の米民政府施設
郵 政 省	(1) 郵政事業関係 本土、南西諸島間郵便為替交 換覚書の廃止  米国及び琉球列島間の郵便為 替片側交換協定に基づく権利、 義務の承継  奄美群島の復帰に伴う為替貯 金業務に関する債権債務の 決済  (2) 電気通信、電波関係 米軍関係放送局の取扱い 対米軍電気通信サービス	6カ月前に郵政への通告、権利義務の承継  郵政が米国のために支払った為替金に係る決済請求権の処理(廃業通告後1年間有効)  早急な決済(取崩の郵便貯金の支払と同時解決の方針であつた)奄美協定(S.28条約 33)第3条  VOA、琉東放送、AFRIS(軍)等の地位 米軍に對する電気通信サービス体制

省庁別	事 項	問 題 点
郵 政 省	米軍設備の有線電気通信設備  無線施設の利用数等	在琉米軍設備の有線電気通信設備については、復帰後は在日米軍設置のものと同様に取扱の方針で臨む必要あり。  米軍管理の周波数等についての取扱い
労 働 省	(1) 労災補償保険	労働者災害補償（布令第42号）の適用を受ける被用者の受給権の保護について
建 設 省	(1) 測量関係 職前の測量標の返還等 本土並みに米軍施設内の測量実施  (2) 基地内下水道の調査  (3) 軍道軍管線の政府道等返還  (4) 借金の住宅融資債権等の処理  (5) 河川、海岸の管理権の施設委譲  (6) 米軍保管の道路、河川、海岸等の管理に関する資料の返還、提供	基準点の測量標、測量結果、測量記録（以上職前の測量に係るもの）、米軍設備の基準点の使用、米軍作成測量成果等の使用 軍用地内への立入り、空中写真の撮影 復帰後の取扱い検討のため、敷設状況、水質、水量  軌道等  借入者が不利とならぬための措置  米軍建設の施設等を河川法、海岸法の体系下に；執行は二元管理  水理、水文、海象資料等
自 治 省	(1) 現在の主席及び立法院議員の任期の取扱い	任期について特例を設けるとすれば、行政府令の改正の必要が生ずるので対米交渉を要する。

省庁別	事 項	問 題 点
自	(2) 琉球政府の財政赤字処理	琉球の赤字は米備で処理するよう交渉する。(大行と同様に)
	(3) 旧県有財産の引継	旧県有財産に関する資料の提供 (大行と同様に)
	(4) 布令126号(自動車税の特恵 課税)の廃止について	沖縄返還までにこれが撤廃されるよう交渉し、廃止されない場合には返還と同時に失効するよう交渉する必要がある。(20万トウ) 税収入減
治	(5) 米ドル資産のリスト提供 (基地外) 住宅も含む。	国有帮助施設等所在市町村助成交付金等の交付のための資料の提供 (基地外交付金)
省		

総 理 府



六日三〇日法務省民事局の事務手

昭和四五年五月二一日民五印

部

法務省民事局

沖繩復帰に際し対米交渉を必要とする事項

一、米国が管理しているわが国（地方公共団体を含む）の財産の返還を求めらるか（奄美返還協定第二条第五項、小笠原返還協定第三条第二項参照）。

（注） 1 国有地・県有地（海軍軍政府布告第七号）森林地（高等弁務官指令第二号）、埋立地（米国民政府布令第一〇六号）、採掘権及び試掘権（高等弁務官布令第三三三号）、干潟（高等弁務官布令第三四号）等が問題となる。  
2 琉球政府の財産は、わが国に移転することを明らかにすべきか（奄美返還協定第三条第四項参照）。

二、軍用賃借権を取得（又は承継）すべきか。

三、我が国及び国民の対米請求権は放棄するか（平和条約第一九条(a)項、奄美返還協定第四条第一項、小笠原返還協定第五条第一項参照）。

四、米国軍政府、米国民政府、琉球政府によつて行われたすべての作為又は不作為の効力を承認するか（平和条約第四條第一九条(d)項、奄美返還協定第四条第二項、小笠原返還協定第五条第二項参照）。

五、公の秩序又は善良の風俗に反しない限り、琉球政府裁判所、米国民政府裁判所及び琉球列島米国土地裁判所（すでに廃止されている裁判所を含む。）において復帰前になされた裁判の効力を承認するか（奄美返還協定第五条参照）。

沖縄復帰に際し特案交渉に  
必要とする事項(法務省民約)を  
配布先

45. 6. 4  
北米米一課

- |   |        |    |       |
|---|--------|----|-------|
| 1 | アメリカ局長 | 9  | 参事官   |
| 2 | 参事官    | 10 | 参事官   |
| 3 | 北米米一課長 | 11 | 参事官   |
| 4 | 多田 権吉  | 12 | 佐野 謙吉 |
| 5 | 佐藤 謙吉  |    |       |
| 6 | 吉川     |    |       |
| 7 | 有地     |    |       |
| 8 | 米保課長   |    |       |

秘  
無期限

アメリカ局長  
参事  
北米米一課長  
安全保障課長  
条約課長  
法規課長  
(22)

沖縄復帰に際し日米交渉事項  
(法務省民約との折合金)

45. 6. 16  
米. 北一

6月9日 本省に於いて、標記に示す  
法務省民約との折合金を南催し。

法務省例作成の 5月21日付ペーパー(別添)  
を中心に案文の交換を行なうこと。

その際、漢字要旨 下記のとおり。  
なお、同折合金に於いて、是との法務

省例が別紙事項目を基礎とし、神  
是等事項を行なうと共に、中絶案を提起

2. 本例以之に於て 意主表とを述べ  
るというこゝで 漢字を 推定したる。

下記の記録を 法務省例の 読言番号を  
中心に、本例のフォーマットに(注)書きと

して作成したる。各々の順序は、

(出席者)

法務省 時田 政事司 付 5 課長  
奥村 補佐

外務省 牛島 忠正 1 課長  
佐藤 有造 補佐  
米津 茂 課長  
甲斐 年治 課長  
有馬 孝 課長  
栗山 法政 課長  
鈴木 孝 課長

記

1. 米国の管理に於ける日本側公有財産の取扱い

(1) 別紙第1項目の(注)に列挙した 国、縣有地、  
森林地、埋立地、標据地及び試据地。

干渉の 種類は、布令布告別に 挙げたる如  
く、(例) 森林地については、公営地、縣有地

とあるが、通常の 國縣有地と 区別すべき  
いはれなし。

標据地、試据地は、朝鮮國に 掲げ  
たるものについては、実情不明である。

埋立地、干渉については、一応 法務省の  
調査は、

(2) 埋立地については、米例は 其の所有を  
主張し、其の如く 復歸の 際、其の

動的に日本貯蓄財産に存するか、或いは  
聖取り(24 費用償還)といふことに存

のかといふ問題がある。

(3) 本項目の主題は、一に、VESTの効力を  
どう考へるかにかゝるものなり。年約存心

の美山検討を右記に在り。

(注) 条約譯本より、1952.4.30付極東  
軍司令官兼 陸軍司令官の指令に

以下、TITLEは右記の如く在りといふ  
いふ考への上からと説明。

(4) 陸軍政府の財産をどう考へるかといふは、  
是が、陸軍をどう觀念するか——是とした

権利義務の所在か、<sup>下部找閱</sup> 米軍政府の任務に  
——といふ問題がある。是れ、二の美山に

2に 奄美協定の条約が在り、是れは琉  
球が 奄美返還後も存続し、今同

如く 沖縄返還と同時に消滅する事  
柄が異なる。

(注) 4等北東一級長より、この問題の实体面  
は難し。米軍政府の任務に  
<sup>下部找閱</sup>

是れがどうも疑問あり、現地の琉球  
島の財産は 沖縄特の財産に在るといふ

考へは考へず考へず考へずと在り。

## 2. 軍用債借権

(1) 譲渡の形で承継するか、或いは 譲渡  
時点に一旦消滅させ、一定期間の暫定的

使用権を設置し、その後に 貸借契約を  
結ぶ、是れが不可能の場合 使用するといふ



2. 国会もその旨を承知している。但し政策的に請求権をどう扱うかは、19年の研究

とは別印の問題である。但し小笠原協定は請求権放棄の始期を要しているから

二十一年の条約締結後、<sup>のみ</sup> 条約協定の書面を整理しての<sup>下は趣旨</sup> であることである。

(注) 現行法の請求権は平和条約第19条の規定により放棄されているとして、仮りに。

(注) 栗山法規局長上り、復讐神位問題に付連

1. 「本条では19年の研究を参考に、国内訴訟が提起された場合、それが国内裁判所にかかる場合、補償請求権発生の時点を如何に判断するべきか」

以上の条約と一考は、国内裁判所を

同一の条約と一考は、国内裁判所を

同一の条約と一考は、国内裁判所を

同一の条約と一考は、国内裁判所を

同一の条約と一考は、国内裁判所を

同一の条約と一考は、国内裁判所を

同一の条約と一考は、国内裁判所を

同一の条約と一考は、国内裁判所を

である」と述べては。

4. 作為又は不作為の効力承認

一般的に、行政行為としての行政行為を引き起こすか、当該作為又は

不作為につき行政訴訟を提起し得るか、訴訟の可否はどうかと云う

問題がある。

5. 裁判の効力承認

本邦行政裁判所に付

(1) 係争中の事件の内容及びその結果に付、行政裁判所の記録の内容を承認し、(本邦) 行政裁判所に付するもの。

(2) 本邦は有るべきか、否かと云うか、例として土地裁判は否かと云うか、行政訴訟

の可否を判断するものか、他に

右の二つの問題があることは知られてお  
られる。

(3) 右の項目は、わが国と米国の間の  
と関係が深いと思われ、米国のと米  
国との関係

の調査をしよう。

米国のと米国の関係の調査をしよう。

問題を調査しよう。

最後の4巻の巻末に、右の二つの問題  
があることは、報告から、非常に有益

であること、今後15年以内の米国の  
経済発展のなかで、この調査を

実施しようとする。是等も之を了す。